

防府市建築行政相談員就業要綱

平成27年3月31日制定

(設置)

第1条 防府市建築行政の円滑な業務遂行のため、土木都市建設部建築課内に防府市建築行政相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(身分)

第2条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(委嘱)

第3条 相談員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 行政に関する見識を有し、建築行政に関する専門的な知識を有する者
- (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 成年被後見人及び被補佐人
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 防府市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 前項に定めるもののほか相談員の委嘱に必要な基準は、市長が別に定めることができる。

(職務内容)

第4条 相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 建築行政における審査・許可に関する指導・相談業務
- (2) その他市長が必要と認める業務

(委嘱期間)

第5条 相談員の委嘱期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 相談員は、前項の委嘱期間が満了したときは、退職するものとする。

(服務)

第6条 相談員は、この要綱を遵守し、上司の監督指導を受け、その職務上の命令に従い、誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない。

- 2 相談員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 3 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務時間等)

第7条 相談員の勤務日等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務日は、土曜、日曜、祝日及び12月29日から1月3日を除く日で、1月について15日とする。
- (2) 勤務時間は、午前8時15分から午後5時までの間とし、休憩時間を除き一日につき7時間45分とする。
- (3) 休憩時間は、一般職員に準ずる。

(報酬)

第8条 報酬は、月額134,400円を支給する。

- 2 報酬は、毎月分を25日に支給する。
- 3 通勤手当は、通勤距離に応じ、別表第三のとおり定額を支給する。ただし、月の勤務日数が8日未満の場合及び徒歩による通勤の場合は支給しない。

(報酬の特例)

第8条の2 月の途中において任用された場合、任期満了となった場合、退職した場合、又は解任された場合の報酬額は、その月において割り振られた勤務時間に勤務1時間あたりの報酬額を乗じて得た額とする。

- 2 年次有給休暇又は有給の特別休暇による場合を除く割り振られた勤務時間中に勤務をしないとき（以下「欠勤」という。）は、欠勤1時間につき勤務1時間あたりの報酬額を減額した報酬を支給する。ただし、その月の割り振られた勤務時間の全てが欠勤であるとき又は報酬から減額すべき額が報酬額を超えるときは、その欠勤のあった月の全ての報酬を減額することとする。
- 3 勤務1時間あたりの報酬額は、報酬の月額を、1月あたりの勤務時間で除して得た額とする。
- 4 第1項及び第2項において合計した時間に1時間未満の端数がある場合は、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

5 第3項において算出する額に1円未満の端数が生じた場合は、50銭以上の端数は1円に切り上げ、50銭未満の端数は切り捨てるものとする。

(解嘱等)

第9条 相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

- (1) 重要な経歴を偽る、その他不正な手段によって委嘱された場合
- (2) 不正な行為又は重大な過失があった場合
- (3) 心身の障害により職務の遂行に耐えられないと認められる場合
- (4) この要綱に違反した場合
- (5) 前4号に規定する場合のほか、職務に必要な適正を欠くと認める場合

2 相談員が前項第1号、第2号及び第4号のいずれかに該当するも解嘱するには当たらないと市長が判断した場合には、防府市職員の非違行為に係る懲戒処分等の基準（平成16年12月2日制定）を準用し停職、減給、戒告の処分もしくは訓告、注意をすることができる。

(年次有給休暇)

第10条 相談員の年次有給休暇は、別表第一のとおりとする。

- 2 年次有給休暇は、付与された日数（前年度から繰り越された日数を除く。）の残日数を限度として当該年度の翌年度に繰り越すことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、委嘱期間が一の年度の八割に満たない職員は、翌年度に繰り越すことができない。

(特別休暇)

第11条 相談員には、別表に定める特別休暇を与える。

- 2 特別休暇の取得期間は、連続した期間とし、期間内に週休日、休日又は勤務をしない日が含まれるときは、当該週休日、休日又は勤務をしない日は、特別休暇の日数に加える。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第一

(単位:日)

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
休暇の日数	7	8	9	10	12	13	15

別表第二

事由	期間
1 裁判員として裁判所その他の官公署への出頭	その都度必要と認める期間
2 忌引	
ア 配偶者	3日以内
イ 父母	3日以内
ウ 子	3日以内
エ 祖父母	1日(相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては、3日以内)
オ 孫	1日
カ 兄弟姉妹	1日
キ 配偶者の父母	1日(相談員と生計を一にしていた場合にあっては、3日以内)
3 選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
4 女子相談員の産前産後の休暇	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定の女子相談員が申し出た期間で出産日までの期間のうちあらかじめ必要と認める期間を産前とし、出産の翌日から8週間を産後とする期間。ただし、産後6週間を経過した女子相談員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く
5 生後1年に達しない子を育てる相談員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回、それぞれ30分以内の期間(男子相談員にあっては、その子の当該相談員以外の親が当該相談員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

6 女子相談員の生理	その都度必要と認める期間
備考	
1 第2号にあつては、葬儀のために遠隔の地に赴くときは、往復に要する日数を加算することができる。	
2 第2号にあつては、取得開始日は死亡日から葬儀日までの間とする。	
3 第1号、第2号、第3号にあつては有給とし、第4号、第5号、第6号にあつては無給とする。	
4 取得単位は1日、1時間、又は1分とする。	

別表第三

通勤距離	支給月額
2 k m 未満	0 円
2 k m 以上 5 k m 未満	2, 0 0 0 円
5 k m 以上 1 0 k m 未満	4, 1 0 0 円
1 0 k m 以上 1 5 k m 未満	6, 5 0 0 円
1 5 k m 以上 2 0 k m 未満	8, 9 0 0 円
2 0 k m 以上 2 5 k m 未満	1 1, 3 0 0 円
2 5 k m 以上 3 0 k m 未満	1 3, 7 0 0 円
3 0 k m 以上 3 5 k m 未満	1 6, 1 0 0 円
3 5 k m 以上	1 8, 5 0 0 円